

権利を勝ち取るまで

—— 日本で在韓被爆者を支えた人々

イトウソノミ

はじめに

「広島ほど一度に多くの朝鮮人が死んだ場所はない」と、一緒に広島平和記念公園を歩きながら、在日コリアンの男性は筆者に話しかけた。筆者は返す言葉が見当たらず、ただ黙って歩みを合わせた。アメリカが広島と長崎に原爆を投下してから71年目の今年5月、アメリカのオバマ大統領が、被爆地・広島を現職の大統領としてはじめて訪れた。オバマ大統領は、広島での声明で朝鮮半島の被爆者に言及し、朝鮮人被爆者の存在を世界中に知らしめた。しかしオバマ大統領は、同公園内にある韓国人原爆犠牲者慰靈碑に立ち寄ることなく、わずか50分という滞在時間で去って行った。その後、オバマ大統領の訪問で朝鮮人被爆者の存在を知ったという人が、広島にも少なからずいるという話を聞き、筆者は驚くと同時に拍子抜けした。日本人は今だに朝鮮人被爆者を無視しているように感じたからだった。

今年1月はじめ、在日本大韓民国民団広島県地方本部（以下、民団広島県地方本部）のKさんから筆者に「民団の韓国原爆被害者対策特別委員会の被爆70年史を作つてほしい」と依頼があった。在日コリアンでも被爆者でもない筆者が編集作業に携わつていいものか迷ったが、諸事情を鑑みるとやるしかないと腹をくくり、引き受けた。納期は、毎年8月5日に民団広島県地方本部の主催で開催される韓国人原爆犠牲者慰靈祭までであった。筆者は、手元にある資料と民団広島県地方本部が持つ資料、そして在韓被爆者支援や朝鮮半島と広島をテーマにした映像制作の活動を通じて培つてきた人脈をフル活動させて、なんとか被爆70年史を慰靈祭に間に合わせた。完成した『韓国人原爆被害者70年史資料集』は、手前味噌ながらなんとか形になったと自負している。筆者はこの資料集の制作過程で、日本における在韓被爆者の支援についてまとまつたものがないことを知った。今年5月に、役目を終えたとある支援団体が解散した。また他の支援団体も、活動の中心メンバーの逝去や引退などにより解散していた。当然のことながら、被爆者の高齢化に伴つて支援者も高齢化していたのだ。筆者は、2003年から在韓被爆者支援

活動に参加させていただき、日本の支援者たちが一歩一歩、地道な活動を重ね、日本政府から援護を勝ち取ってきた状況を、短い間ではあるが見てきている。他の支援団体も含めて、その努力は並々ならぬものがあるが、いつか活動が終わりを告げた時、それら支援者の存在が忘れられ、活動自体がなかったことになってしまうかもしれないを感じた。そこで、長年在韓被爆者支援を行ってきた団体を中心に、歴史と活動をまとめてみようとした本稿を企画した。まず1章では、年代別の社会情勢と支援状況について、2章では、各団体の支援内容をまとめしていく。本文中、敬称は省略させていただいた。

1. 日韓の社会情勢と在韓被爆者の支援

本章では、日本と韓国との被爆者をめぐる社会情勢と、日本における在韓被爆者支援について、年代を追って記述していく。

1-1. 1945年～50年代 黙殺された被爆者たち

1945年8月15日の日本の敗戦により、その年の秋から被爆した朝鮮人の大半が、祖国である韓国に帰っていった。8月6日と9日で被爆した朝鮮人は、広島に5万人、長崎に2万人の計7万人で、その生存者3万人のうち2万3,000人が、帰国したとみられている。母国に帰った被爆者は、故郷に土地も家もない者が多かった。被爆者たちは日本語しか話せず、被爆による後障害で仕事に就いても長続きできず、貧困の苦しみの中で生きていた。1950年6月25日に始まった朝鮮戦争は、1953年7月27日の休戦まで、同じ民族で争いあう悲惨な状況となった。在韓被爆者も巻き込まれ、ある者は逃げまどい、ある者は戦った。

一方、日本は、1951年9月8日のサンフランシスコ平和条約で主権を取り戻すと、朝鮮戦争による米軍への物資調達で「朝鮮特需」を迎えて、敗戦からの復興を成し遂げた。高度成長期が始まる直前の1954年3月1日に、ビキニ環礁における米軍の水爆実験により、第五福竜丸の乗組員が被爆した。原爆の記憶が蘇った日本人は、反核の運動を始めた。翌1955年8月6日、広島で第1回原水爆禁止世界大会が開催され、同年9月19日、原水爆禁止日本協議会(原水協)が発足した。1956年8月10日には、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が結成され、「ふたたびヒバクシャをつくらない」と、核兵器廃絶を世界に向けて要求した。同時に、原爆被害への国家補償要求などが被爆者たちによって行われていった。この被爆者運動を受けて、1957年3月に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(原爆医療法)、68年5月に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」(原爆特別措置法)が制定され

(以下、原爆二法)、日本の被爆者に対して政府の援助が行われるようになった。しかし被爆者運動も、日本政府による被爆者援護も、国外にいる被爆者に対して目を向けることはなかった。

韓国では、被爆者の存在はほとんど知られていなかった。そもそも韓国の世論には、原爆投下により日本の植民地支配から解放されたという認識があり、原爆を是とする雰囲気の中で、被爆者は被害者であるとは言えない状況にあった。さらに日本からの帰国者は、親日派と言われて嫌悪されたり、被爆者を口実とする結婚差別があったり、ケロイドがハンセン病と間違われて差別を受けるなどして、被爆者は、ますます口をつぐんでしまった。そうした雰囲気にあった韓国において、被爆者として名乗りをあげた第一号は、郭貴勲であろう。1959年8月、韓国大手の新聞社である『韓国日報』に、郭貴勲が被爆体験記を投稿した。しかし、反響はなかった。郭貴勲は、当時のことを著書の中で「マスコミなどもこの体験記を一言も引用さえしなかった。いわば完全に黙殺されたのである」(郭2016)と書いている。在韓被爆者は、日本でも韓国でも顧みられない存在であった。

1-2. 1960年代 明るみになった存在 日本からの支援の始まり

在韓被爆者に日の目が当たったのは、1960年代である。日韓両国で、ようやくその存在が知られるようになった。

韓国では1960年4月、四月革命(大統領選挙における不正に対し、学生や市民が大規模なデモ行動を起こした)により、李承晩大統領が失脚した。1961年5月に、朴正熙が軍事クーデターを起こして、国家再建最高会議議長に就任すると、軍事政権が始まった。1963年12月に、朴正熙は大統領に就任すると、日本の援助を引き出すための対日政策を推進した。そして1965年6月22日、日韓基本条約を締結した。戦後の新しい日韓関係が始まったのである。

日韓基本条約が締結される前の1964年8月、韓国原子力院が韓国国内の被爆者の調査を実施した。この時、韓国で203名の被爆者が判明している。さらに、日韓基本条約が締結される直前の1965年5月22日、民団広島県地方本部が在韓被爆者実態調査団を派遣し、韓国政府や大韓赤十字社に実態調査の実施を要望した。韓国政府は、在韓被爆者の存在を認めざるを得なくなったが、日韓基本条約では、被爆者に関する取り決めはなされなかった。在韓被爆者は日韓両政府から見捨てられていたのである。原爆による犠牲者であり、本来であれば日本国の責任として救援されなければならない被爆者は、やむにやまれずみずから運動を起さなければならなかった。1967年7月10日、

韓国国内で社団法人韓国原爆被害者援護協会（のちに韓国原爆被害者協会に改称）が発足し、みずからを救うための運動が始まった。郭貴勲は、当時のことを振り返って、「最初、日本政府に言ったら、それは韓日の対談で清算すみだから韓国に行きなさい。韓国に来たら、それは日本へ行って受けた被害だから、日本に行きなさいといわれる。私たちは行くところがなかったですよ。私たちがいくところは玄界灘しかなかったですよ。海に潜るしか仕方がない状態だといっていましたよ」（筆者の聞き取り2007.10.6）と語った。しかしこの韓国原爆被害者援護協会の運動も、しばらくの間は在韓被爆者の中へ浸透することはなかった。なぜなら被爆者と名乗り、協会に入ることのメリットは一つもなかったからである。ただ被爆者という差別が、付きまとっただけであった。

日本では1961年10月、ソ連が水爆実験を行ったことで、原水協は、ソ連の核実験の是非をめぐって分裂した。反核運動は、イデオロギーによって新たな局面を迎えた。そうした中で同年11月15日、核兵器禁止平和建設国民会議（以下、核禁会議）が結成された。

1963になると、民団広島県地方本部では、母国被爆同胞救援対策委員会が組織された。なぜなら1960年頃から、韓国から被爆者の窮状を訴える手紙が届くようになったからである。1964年の東京オリンピックで在韓被爆者が広島に立ち寄ったのを機に、同委員会は、在韓被爆者問題に本格的に取り組むこととなった。民団広島県地方本部では、被爆者の姜文熙が、在韓被爆者支援の軸となって活動することになった。

1968年は、在韓被爆者にとって大きな転機となった。同年8月、広島市内で開催された核禁広島全国集会において、民団広島県地方本部の姜文熙が韓国人被爆者の救済を訴え、在韓被爆者の存在を知った核禁会議が、韓国原爆被害者協会に対する支援を決定したのである。日本からの支援の始まりである。また同年10月、在韓被爆者の孫貴達が日本に密航し、原爆症治療を求めた。これを新聞などのマスコミが取り上げ、在韓被爆者は日本人に注目されることとなった。

1-3. 1970年代 日本での支援の広がり

日韓の国交が回復され1970年代に入ると、在韓被爆者は、日本政府の援護を求めて行動し、日本に支援者が次つぎと現れ始める。1970年12月3日、佐賀の漁港に在韓被爆者の孫振斗が、原爆症の治療を求めて密航した。孫振斗は孫貴達の実兄である。在韓被爆者の相次ぐ密航に、マスコミ関係者が動き出す。当時、中国新聞編集局次長・平岡敬が、「孫振斗さんに治療と在留

を！広島市民の会」を結成し、それが全国的な支援活動に広がっていく。翌1971年、大阪では「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」が発足し、日本での在韓被爆者救援活動が本格化していく。また1974年には、日本の宗教団体である善隣会(のちに善隣教となる)が支援を始める。こうしてさまざまな方面から、在韓被爆者に対し目が向けられ、支援活動が行われるようになっていったのである。

日本でいち早く在韓被爆者支援を始めた核禁会議は、1971年9月、韓国に医師団を派遣した。以降毎年、医師団を派遣する。医師団は韓国国内を回り、それは貧困で病院にかかることのできない被爆者の大きな救いとなった。核禁会議は、加えて韓国に被爆者のための診療センターを建設しようと動いた。さらに在韓被爆者の状況を知った医師が、個人で渡日治療を引き受ける支援も広がっていった。

1972年7月、孫振斗による被爆者健康手帳(以下、手帳)の申請を福岡県が却下すると、同年10月、孫は手帳申請の却下取り消しを求めて、福岡地裁へ提訴した。これが在韓被爆者によるはじめての裁判となり、その後、日本で行わる様々な在韓被爆者裁判を支える運動が起こっていく。こうして、在韓被爆者への原爆二法の適用や渡日治療といった、在韓被爆者が求める具体的な要求に対して、その課題を解決していく支援団体の礎が築かれていた。

1979年になると、在韓被爆者の問題はようやく日韓両政府の課題となり、同年6月、自民党と韓国民主共和党的両国与党間で、在韓被爆者に対する医療援護が合意される。これが渡日治療の実施に繋がっていくのである。しかし同年10月、朴正熙大統領が暗殺される事件が発生し、日韓関係が危ういものになっていく。

1-4. 1980年代 ちくはぐな支援

朴大統領が暗殺され、光州事件が発生して、韓国国内は混乱するが、1980年9月に全斗煥大統領が就任すると、日本はふたたび日韓関係を修復させていった。日韓政府の在韓被爆者への対応も進んでいった。日韓政府間による渡日治療が1981年12月から開始され、在韓被爆者は、待ち望んでいた日本での治療を受けられるようになった。日韓関係は、親密さを増し、1983年1月には、中曾根康弘首相が日本の総理大臣として初めて訪韓するまでになった。1985年8月6日、広島市内で開かれた被爆者の代表7人の要望を聞く会では、中曾根首相が、朝鮮半島の被爆者について「戦争中、日本としても迷惑をかけた」と責任を明言し、被爆韓国人徴用工の遺骨送還問題について調査することを約束した。それは、1974年に韓国で日本広島三菱重工業韓国人

被爆者沈没遺族会が結成され、徴用工の遺族らが日本政府に遺骨の返還と補償を要求していたことに対する回答であった。

渡日治療が進むにつれて、それは在韓被爆者にとって満足できないものであることが分かってきた。治療期間が2ヵ月という限定された期間では、十分な治療にはならなかったのである。さらに渡航・滞在費が韓国負担であったことなどの理由から、1986年11月に、渡日治療の打ち切りが決定された。しかし、国の打ち切り以降は、在韓被爆者から渡日治療を継続したいと熱望され、民間の支援者が渡日治療を引き受けるようになる。

1988年5月、日本政府の在韓被爆者調査団が訪韓し、翌89年11月、外務省が在韓被爆者対策費4,200万円を大韓赤十字社に送金すると、在韓被爆者の韓国での医療費無料化が実施された。1980年代、在韓被爆者は、韓国でも日本でも治療の体制が整いつつあった。とはいえ、日本の原爆二法は在韓被爆者を排除していた。孫振斗裁判により、在外の被爆者にも被爆者健康手帳の発行が可能になったが、日本政府は、判決前の1974年7月に、日本の国外に居住地を移した被爆者については、原爆特別措置法の適用をせず、失権の取り扱いとするという厚生省公衆衛生局長通達「衛発第402号(以下、402号通達)」をあらためて出していた。最高裁で勝訴しても、海外に住む在韓被爆者は、日本にいる被爆者と同じ支援が受けられない状況に変わりはなかった。

1-5. 1990年代 在韓被爆者裁判のはじまり、そして長いみちのりへ

1990年代に入ると、日本では戦後補償問題が市民運動の課題となり、在韓被爆者問題もその一つとなった。1990年5月、盧泰愚大統領が来日し、海部俊樹総理大臣との間で日韓首脳会談が行われた。この時、日本側から在韓被爆者の医療支援に総額40億円程度の基金を捻出することが表明された。日本政府は、在韓被爆者に対し謝罪はしたが、その補償は日韓基本条約で解決済みで、あくまで人道的な支援であるという姿勢だった。さらに韓国側は日本に強制連行された韓国人たちの名簿を要求した。これに応じるかたちで、日本側は韓国に名簿の引き渡し作業を始めた。これで日本政府としては韓国に対し戦争責任に決着をつけようとしたのである。こうした日韓両政府の姿勢に対して、在韓被爆者や日本の市民団体から大きな不満が沸き起こった。韓国では、首脳会談が行われた翌月、日本の基金の金額が少ないと抗議して、在韓被爆者の李孟姫が、ソウルの日本大使館前で自殺を図った。当時日本は、日本国内にいる被爆者対策費として年間1,300億円を支出していた。韓国原爆被害者協会は、23億ドルの補償を日本政府に請求しており、日本

が提示した40億円の基金は子どもだましのような金額であった。翌1991年8月に、韓国原爆被害三菱徴用者同志会が、東京の三菱重工業株式会社と日本政府に強制連行などに対する損害賠償と未払い賃金の支払いを求めた。しかし三菱重工・外務省とも、「日韓条約で解決済み」と返答をしたため、同会は、1995年12月に広島地裁に提訴した。また日本から韓国に提出された強制連行名簿の人数があまりに少なすぎ、戦後補償問題を考える活動家や学者たちの間で問題となっていた。そこで、全国各地で民間人がみずから強制連行の状況を調べ始めた。

郭貴勲は語る。「私は韓国の被爆者ほどかわいそうな人はいないと思うんですよ。だいたい無学だから、無学で奴隸みたいに。日本にいたら家があるわけではないし、橋の下とか、住んでおったのをたくさん見ましたよ。鉄くずを拾ったり。それで帰ってきても韓国に土地もないし、家もないし、そりゃあ生きていかれないでしょう。二重三重の悪循環ですよ。今生きている人は頼れる人がおったり、食い物があった人が生きているわけです。今も苦労している人がたくさんいるけれど、日本の被爆者は援護されているけれど、韓國の人たちは放置されたままですよ」(筆者の聞き取り2007.10.6)。

日本では1995年7月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が施行され、原爆二法が廃止になったが、それでも在外被爆者は援護から取り残されていた。そこで402号通達をめぐって、ソウルの郭貴勲が裁判を起こした。郭は、1998年10月に、手当申請打ち切り処分の取り消しを求めて、大阪府と日本政府を相手に大阪地裁に提訴した。目先で誤魔化すような支援しかしてこなかった日本政府に対し、このあと在韓被爆者たちは次つぎに裁判を起こすことになる。

1-6. 2000年代 苦労の末に開かれた扉

1998年2月に大統領になった金大中が、「日本の大衆文化解禁の方針」を表明し、漫画や音楽、映画、ゲームといった日本文化が韓国に流入するようになった。また、2002年のサッカーワールドカップ日韓共同開催などで、日韓関係は民間レベルでも急速に親密になっていった。在韓被爆者問題も、市民運動家の粘り強く戦略的な活動と裁判により、日本政府の支援対策に風穴を開け続け、在韓被爆者への支援策が進んでいった。在韓被爆者にとっても、日本との距離が近いものになっていた。

日本の支援者たちは、政治家をも動かしていった。日本の国会では、2001年4月、「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が結成され、金子哲夫衆議院議員が事務局長となり、超党派54人の議員が加盟した。議員

の力は、在韓被爆者運動の強い味方となった。2002年12月、郭貴勲裁判の勝訴により402号通達が廃止となり、日本国外在住でも健康管理手当など各種手当が受給できるようになった。その後2003年8月、厚生労働省は、健康管理手当の認定期間を終身とし、2005年11月には、居住地の日本の在外公館での各種手当申請受付を開始。2008年12月からは日本の在外公館で被爆者健康手帳交付の申請が可能になった。2016年1月からは、在外被爆者への医療費支給の制度が変わり、上限が撤廃された。戦後71年目にして、在外被爆者は、ようやく日本国内にいる被爆者とほぼ同じ支援を日本政府から引き出すことができるようになった。さらに韓国国内では、2016年5月に韓国人原子爆弾被害者支援のための特別法が制定された。これは、韓国原爆被害者協会の長年にわたる活動の成果である。被爆71年という年月の中、残念ながらその果実を手に取ることができなかった在韓被爆者は大勢いたが、日本におけるたゆまない支援運動が、日韓両政府から見放されていた被爆者を勇気づけたことは間違いない。また日本の支援者にとっても、運動の成果が報われたことは、今後も社会を動かす力となるに違いないのである。

2. 日本の在韓被爆者支援団体の活動

戦後、日本政府からも韓国政府からも見放されてきた在韓被爆者を支援し続けた団体は、どのような活動を続けてきたのだろうか。本章では、初期の頃から在韓被爆者の支援を行ってきた団体の活動を中心に紹介したい。おもに韓国原爆被害者協会と関係を持ちながら、活動を始めた時期が早い団体からみていきたい。

2-1. 核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）¹⁾

原水爆禁止運動が社会党と共産党の2つの主導で行われていく中、新しい核禁運動として、「いかなる国のいかなる理由による核兵器も許さない運動」を旗印に、核兵器禁止平和建設国民会議（以下、核禁会議）は、1961年11月15日に結成された。設立時の議長は松下正寿（立教大総長）で、加盟団体は全日本青年学生団体連絡会議、全日本婦人連盟、神社本庁、日本仏教文化教会、全日本労働組合会議、全日本官公職労協議会、全国漁船労働組合協議会などが集まった。さらに自治体の首長、映画監督、大学教授、作家、評論家など個人も加わった。その後、自民党や民社党の国会議員といった政治家も加わった。

核禁会議は、2014年に「核兵器廃絶・平和建設国民会議」と改名し、略称をKAKKINとする。本部は東京に置かれる。現在、38都道府県から22団

体が加入している。活動費は全て会費とカンパで貯っている。設立当初は労働組合である全日本労働総同盟(同盟)系の色合いが強かった。87年に全日本労働総同盟(同盟)、日本労働組合総評議会(総評)、中立労働組合連絡会議(中立労連)、全国産業別労働組合連合(新産別)と別れていた労働組合が統一され「連合」となってからは、核禁会議の活動は後退していった。核禁会議は、核兵器の根絶をめざし、並行して原子力エネルギーの平和利用を推進している。

核禁会議は、核兵器廃絶のため国内だけではなく、世界に向けてさまざまな取り組みをしている。ソ連やアメリカ、イギリス、フランス、中国など核兵器保有国に対して、核実験への抗議活動や要請を行い、韓国やインド、パキスタン、パリなどでは原爆展の開催をしている。国内では平和行進や集会を実施している。核禁会議の活動で意外に知られていないのが、広島平和記念公園にある「平和の灯」と長崎の平和公園にある「平和の泉」「平和の森」の建設である。それらのシンボリックな造形は、両公園のランドマークとなっている。また核禁会議は、「被爆者に愛の手を！」をスローガンに、結成時から継続して被爆者へカンパ活動を行っている。被爆者への見舞金の贈呈、また広島や長崎の病院や施設に対して検診車や送迎用マイクロバス、ストレッチャーや車いす、自動血圧計といった医療器具の贈呈である。その額は、50年間で総額13億円を超えており、このカンパ活動の一環として始められたのが、在韓被爆者救援であった。

在韓被爆者への支援が行われるきっかけになったのは、前章でも述べたように1968年8月に広島で開催された核禁広島全国集会であった。同集会の分科会「ヒロシマ・長崎の意味するもの」において、民団広島県地方本部の姜文熙から「韓国被爆者援護協会(ママ)に入っている1,700人のうち、300人は今すぐ治療を必要としている」との強い訴えがあった。さっそく同年10月、核禁会議は広島において、核禁広島県民会議と民団広島県地方本部を主軸に18団体で「韓国被爆者救援日韓協議会」を発足した。支援活動は、核禁本部と核禁広島県民会議の両方が担った。民団広島県地方本部には姜文熙に協力を要請し、韓国原爆被害者協会や韓国領事館との交渉や随行などを委任した。核禁会議の在韓被爆者救援事業は、おもに次の通りである。

1) カンパ

1968年から1971年まで韓国原爆被害者協会に核禁会議は毎年100万円の救援資金を送っていた。また在韓被爆者を広島に招聘し治療するなど行った。さらに被爆者が自活できるように核禁会議は、ソウルに自活村建設用地の確保を行い、むしろ編み機の送付を行った。しかし、確保していた用地は公共

施設建設の用地として買収されたため、自活村が実現することはなかった。

2) 医師派遣団

カンパなどの活動の中から被爆者が専門医の治療を求めていることが明らかになった。そこで、被爆者医療の専門医を1971年～95年まで22次にわたって韓国に派遣した。石田定（広島原爆病院内科部長）、河村虎太郎（河村胃腸科内科病院院長）、神徳通也（三田尻病院院長）、江崎治夫（広大原医研臨床第二部門長（外科））、内野治人（広大原医研臨床第一部門長（内科））ら医師は延べ74名、核禁広島県民会議、姜文熙ら随員は延べ69名を派遣した。この医師派遣団に延べ4,313名の韓国国内の被爆者が受診した。貧困のため病気の治療が受けられない被爆者にとって、無料で日本の専門医の診療を受けられることは、大きな励みとなった。

3) 実態調査

核禁会議は支援のため韓国国内の被爆者の実態を把握しなければならなかった。そこで1972～1982年にかけて、韓国で被爆者が多く住んでいた慶尚南道陜川郡で調査を行った。1973年からは、当時韓国原爆被害者協会陜川支部長であった鄭基璋に依頼し、現地で本格的な調査を開始した。調査は、戸籍を当たって直接訪問し、面接を行うという地道なもので、5,001名分が集まった。核禁会議からは鄭基璋に対し経費として1973年～1982年まで毎月5万円を支給した。

4) 陜川原爆被害者診療所建設

韓国の南部に位置する山間部の陜川郡は、戦前、広島に大勢の人が移り住んでいた。戦後は、帰国した被爆者が多く住んでいる地域だった。しかし無医村で被爆者にとって原爆後障害の治療の必要に迫られてもなすすべがなかった。そこで診療センターの建設が計画された。新たに土地を購入し、建物を建設するには資金面や維持管理などが困難であったため、施設は、既存の保健所の増改築となった。核禁会議は全国的なカンパ活動を行い、1973年12月、陜川に陜川原爆被害者診療所が建設された。建設にあたって核禁会議は同診療所に約770万円の寄付金と約700万円相当の医療器具を寄贈している。同診療所は被爆者以外の地域住民の医療拠点として地域貢献にもつながった。1976年には同診療所の要請により増改築が行われた。同診療所は1992年に新設された陜川郡保健所に業務移転されたが、建物は他の目的で現在も利用されている。

5) 医療器具寄贈

1973年～95年には陜川原爆被害者診療所へ、96年からは陜川原爆被害者福祉会館へ、施設が希望する医療器具の支援を核禁会議は行っている。レン

トゲン装置など診療所設置に伴う医療器具をはじめ、その都度、被爆者治療に必要な医療器具を現物で寄贈してきたが、現在は、医療器具金額相当分の約80万円をカンパしている。

その他に、渡日治療のため来日する被爆者へのカンパ(密航した孫貴達にもカンパしている)や韓国人医師の日本留学支援、臨床技術指導、韓国人被爆二世の核禁全国集会への招待なども核禁会議は行ってきた。現在も核禁会議は毎年、陜川に使節団を送りカンパの贈呈をし、支援を継続している。また大韓赤十字社陜川原爆被害者福祉会館と「大韓民国原爆被害者救援活動に関する日韓共同声明」を出し、連繋をとり続けている。

結成当時から活動していた一木香告樹は、「当初、国に協力を依頼したが「政府間ではすべて終わっている。やるなら民間でやってください」と言われた。そこで核禁会議独自でやることにした。韓国に行く時は自腹だった。ソウルに行き、韓国政府の保健社会部長官、保健社会部長と会った。「韓国に被爆者はたくさんいる。その人達のために韓国人も考えていかなければいけない。陜川には広島に出稼ぎに行った人が多く、そこには被爆者が多い」ということだったため支援先を陜川にした。当時、日本から韓国への医療機器の送付や医師の国内診療は簡単にはできなかった。そこで日本の国会議員に依頼し、通産省に働きかけた。受け入れ国(注・韓国)が認めれば簡単だった。ビザをとるのにも時間がかかるのだが、核禁会議が行くというとすぐ出してくれた」(筆者の聞き取り2016年6月16日)と当時を語った。朴正熙政権下では韓国労働組合総連盟から国会議員を輩出していた。この労働組合と核禁会議を構成する労働組合のつながりが活動に結びついた。当時、韓国には反共法があり、平和運動は共産主義につながるものとみられていた。平和運動の一環として、核禁会議が日本から被爆者支援ができたのも、労働組合系が強い核禁会議だからこそ活動だったのである。核禁会議の活動はあまり知られていないが、日本の在韓被爆者支援運動の先鞭を切り、その活動は韓国に大きな足跡を残している。

2-2. 孫振斗さんに治療と在留を！全国市民の会²⁾

1970年12月2日、激しい雨の中、佐賀県の串浦漁港に韓国から15人が密航し、3日逮捕された。その中の一人、釜山在住の43歳、無職の男性が「広島で被爆したので、日本に治療するため密航した」と話した。それが孫振斗だった。4日、孫は唐津署に拘束されるやいなや知り合いの東京のカメラマンらに連絡。共同通信の記者が取材するも、記事が掲載されたのは中国新聞、長崎新聞などごくわずかだった。当時、中国新聞編集局次長・平岡敬がその記

事を見て孫に会いに佐賀まで行く。孫と面会しその内容の真偽を確認すべく、孫の言葉を追った。平岡は孫の当時の広島での居住地を取材し、孫の写真を見せ、孫を知っている者と会った。孫が被爆者であることが確認されると平岡はさっそく「孫さんを救援する市民の会」を結成し、広島大学の学生や弁護士を集めた。そしてビラ1号「朝鮮人被爆者“孫振斗さん”を救援しよう！孫さんを救援する市民の会」を作り、広島市内でこのビラをまいた。孫振斗支援はこのビラまきから始まったのである。被爆者として日本政府から援助の権利を勝ち取るための在韓被爆者裁判の幕開けだった。

孫は白血球の減少、胸部疾患があり精密検査が必要だった。しかし原爆症とはいきれないという医師報告があった。孫は佐賀地方裁判所唐津支部において出入国管理令違反事件の判決で敗訴。被爆の事実は認めるが、密航して治療するほどの病気ではないという原爆症について理解のない判決理由だった。孫はすぐ控訴するが棄却される。その後、孫は福岡刑務所に移監され病状が悪化。結核治療のため仮放免となり、国立療養所福岡東病院入院することになったが、孫が希望する被爆者としての治療ではなかった。孫は被爆者健康手帳を持っていなかったため手帳の申請が必要だった。そこで平岡たち支援者は手帳を取得すべく書類を作成した。福岡被団協に書類のチェックを依頼すると完璧との回答を得たので、福岡県に手帳交付の申請をした。しかし福岡県から却下されたのである。そこで1972年3月7日、福岡県知事を相手に孫は提訴した。その後、孫は会の支援により広島日赤病院へ転院し、原爆症治療を受けることができた。孫の手帳を求める裁判は最高裁まで続き、1978年3月30日、勝訴が決定した。この裁判の勝訴は在韓被爆者のみならず日本人の被爆者、そして在外被爆者の救援や補償に大きな風穴を開けた。まず被爆者に対しては、原爆医療法は国家補償的なものがあるとしたことに意味がある。これまで国家補償を認めて来なかった日本の姿勢に対する画期的な判決であった。在外被爆者に対しては、日本国外に住んでいても被爆者で日本にいれば原爆医療法が適用されるというものであった。日本で受けた被爆を日本で治すと言った孫の当然ともいえる願いは、日本の法のもとで認められたのである。

6年間という長い裁判を支えてきたのが「孫振斗さんに治療と在留を！全国市民の会」である。前述したように、最初は広島で「広島市民の会」が発足。次いで平岡がジャーナリスト仲間である東京の中島竜美に連絡し、「孫さんを守る東京市民の会」が発足。そして、孫の身柄が拘留されている福岡に「福岡市民の会」が発足された。その後も「京都市民の会」、「大阪市民の会」が発足し、全国に広がっていった。各地の市民の会が集まり組織された

のが「孫振斗さんに治療と在留を！全国市民の会」である。会則もなく、会長もいない、ただ事務局という連絡先だけがある会だった。

運動に関わった者はキリスト教教会関係者や主婦、学生、その他職業年齢も様々であった。中には大杉栄の四女・伊藤レイや学者で日本被団協の森滝市郎の姿もあった。

孫が「広島で治療」「被爆者健康手帳の取得」「日本での永住」を希望したため、それが支援者のスローガン「孫振斗さんに治療と在留を！」となった。しかしこの運動を一般社会に広めるのには困難を要した。孫は密航をした「犯罪者」だった。それ以外に、窃盗罪などの犯罪歴もあった。そうしたことに対して日本人の理解をえるのは難しかった。マスコミもまた及び腰だったのである。

まかれたビラの呼び掛け文には「福岡高裁で行なわれる第二審は、孫さんだけでなく、その背後に存在する被爆朝鮮人に対する日本政府と日本人の責任追及、及び民衆に加えられた国家の暴虐に対しての告発といった意味をもつ裁判になるでしょう。そこで裁かれるのは国家だけでなく、私たち自身であるかもしれません」と書かれている。会は孫裁判が持つ真の意味を社会に訴えたのである。

平岡は「会は最初に自分が作ったが、中国新聞の編集局次長だったので表だって活動できなかった。原稿料を稼ぎ、それを活動資金にあてた。地道に底辺を支えていこうとビラを配ったり街頭カンパを集めた。東京でも同様のことをした。孫振斗は密航者で犯罪者だから支持できないという。しかし被爆者である以上、支援するのは当たり前だ。日本の植民地政策の結果、帰国後仕事ができないというのは、個人的な問題ではなく社会構造の問題だ。しかし理解されなかった。孫振斗裁判は孤立した裁判だった」(筆者の聞き取り 2016年9月8日)と孫振斗裁判の支持者集めがいかに難しかったのかを語った。

活動はあらゆる方面から支援を行わなければならなかった。裁判活動は福岡を中心に展開し、裁判での証人の申し出も行った。孫との面会は福岡市民の会や広島市民の会が主に行なった。病院の入院準備は孫が福岡から広島へ移動しなければいけないため、県をまたいでの受け入れとなった。さらに孫の日本での生活のため、福祉事務所での生活保護や医療費の手続きなどが必要だった。

「福岡の支援グループはすごかった、地裁、高裁での裁判を支えた。自分はPRした。もちろん福岡には何度も行ったり、証人にもなった。福岡、広島、東京は役割分担しながら行った。福岡は裁判や病院支援、広島は被爆状況などのデータ収集、裁判での証人、東京は厚生省など官庁とのやりとりを行っ

た(筆者の聞き取り2016年9月8日)」と平岡は当時を振り返る。裁判を始め入院や自立後の生活支援と、たった一人のために大勢の尽力と時間が注がれたのである。

会では「復権」「孫さんに救援を!全国市民支援ニュース」「孫さん」といった会報を大量に制作している。日本社会に問題を知ってもらうべく作られた会報はすべて手書きで、書かれた内容は支援者の熱い思いが込められていた。1978年最高裁判決で「孫振斗さんに治療と在留を!全国市民の会」と各地の市民の会は解散となった。筆者は晩年の孫に広島で会ったことがある。孫の妹・孫貴達が韓国から来広し被爆者健康手帳を申請した際、孫が妹に会いにきたのである。物静かな印象で妹とも話が弾むわけでもなかった。後日、インタビューを試みたが孫は何も答えてはくれなかった。

2-3. 韓国の原爆被害者を救援する市民の会³⁾

結成のきっかけは1971年、朝日グラフで在韓被爆者の記事が掲載され、それを見た松井義子が、在韓被爆者に関心を持ったことである。松井は韓国原爆被害者協会会長だった辛泳洙と手紙のやりとりを行った。そして松井たちは1971年8月に辛泳洙を大阪に呼び集会を開き、在韓被爆者の実態を聞いたのである。集会参加者の中から運動の必要性を感じた者が集まり、十数回の話し合いを経て1971年12月、韓国の原爆被害者を救援する市民の会(以下、市民の会)が結成された。

初代会長は本吉義宏(ハングル神戸グループ理事、(株)モトズ・エンタープライズ代表取締役)、事務局長は松井昌次(日本友和会理事、弁護士)、会計責任者に関藤仁志(神戸聖書研究会代表)が就いている。現在の会長は市場淳子である。会長は会員で構成する世話人会の中から選出され、この選出方法は現在まで継続されている。大阪支部、広島支部、長崎支部がある。かつては東京支部もあったが解散した。

会の発足当時の1971年の趣意書には「朝鮮人が原爆に会った(ママ)ということの背後には、このような戦前における日本の苛酷な朝鮮支配の歴史があったことを、まず想起すべきだと思います。(中略)私たちの国は、原爆の被害者であると同時に、韓国の被爆者に対しては、加害者の立場にあることは、前述のとおりですが、にもかかわらず、私たちの政府は、戦争によるすべてのことは、日韓条約によってすべて清算ずみであるとの建前をとり、この問題に目もくれようとしません。私たちはこの運動の中で、政府がこの問題に具体的に取り組むよう、強く訴えて行かなければなりません」と書かれ、日本の加害責任を問う運動であることを明確に掲げている。

市民の会の特徴は団体が会員になることはできない点である。趣意書に「単なる慈善のための募金ではなく、あくまでも市民の運動として、また、イデオロギーや党派などにも偏せず、利用されない運動でありたいと考えています」と書かれているように、組織ではなく個人の活動を重視している。現在の会員数は約540人で北海道から沖縄までおり、会費とカンパで経費を賄っている。会員としての入会は個人だが、カンパは団体（労組や教会など）からも受けている。会員の勧誘は集会などにおいて口コミで行っている。

結成当時以来、2016年の現在も活動内容はまったく変わっていない。つまり会長や世話人が変わっても、活動方針は変わらないことを意味している。では具体的にどのようなことを行っているのか、以下に挙げてみたい。

1) 在韓被爆者の医療支援及び生活困窮者への義援金の寄贈

市民の会設立当初から在韓被爆者個人に対する直接的な支援を行っている。まず日本での治療を希望する被爆者を韓国から招請している。日本での入院には被爆者健康手帳が必要なため、必要に応じて手帳の申請の支援もしている。また韓国国内でも医療支援を行っている。被爆者が治療する病院に対して支援金の寄贈や被爆者用ベッドの設置など必要と思われる支援をその都度行う。そのほかに生活が困窮している被爆者個人へ直接義援金を届けている。さらに韓国原爆被害者協会への支援金の寄贈なども行っている。

2) 日本政府への要望書の提出、政府交渉

日本政府から顧みられていない在韓被爆者への援護を求めるため市民の会では、日本政府に対する要望は事業の柱の一つであった。援護法、特別立法制定、被爆者援護法適用を要請する署名運動など、これまで様々な要望書提出や交渉を市民の会は行ってきた。現会長の市場淳子は「外務省に要望書を出し、交渉するには紹介議員が必要だ。独自では会えないので。そこで東京の支援者のツテをたどり国会議員につながることができた。国会議員でも被爆問題を知っている社会党の森井忠良さん、大原亨さん、竹村泰子さん、金子哲夫さんに頼んだ。市民の会が要望書を出す時は議員に依頼した。外務省は国会議員が同席すれば嫌とは言えない。(筆者の聞き取り2016年10月12日)」と議員の協力を仰いだ経緯を話す。こうした市民の会の支援活動は国会議員の関心を惹きつけた。市場は「2000年に超党派で「在外被爆者の援護問題に関する議員説明懇談会」が開催された。山本孝史さん、中川智子さんが、広島では金子哲夫さんが中心になって動いてくれた。翌年の2001年には「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が超党派50数名で結成された。郭貴勲裁判では一審で負けたが、この議員懇が動いてくれた。そして二審で勝った時にもすぐに動いてくれた」議員懇が動いてくれたので

被告の大坂府は上告しなかった。(筆者の聞き取り2016年10月12日)と話す。議員にとって有権者ではない在外被爆者であっても、市民の会の支援活動に対し思いを知った議員たちは動いたのである。「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」は現在、齊藤鉄夫(公明党)が会長、辻本清美(民進党)が副会長となって続いている。

3) 在韓被爆者実態調査

市民の会では会員がそのときどきに韓国を訪問し、被爆者を見舞いながら在韓被爆者の状況の把握に努めている。そうした一環で行われたのが実態調査である。市民の会は日本から会員を派遣し韓国原爆被害者協会とともに在韓被爆者の実態調査を実施した。1973年はソウル地区、釜山地区、陜川地区、77年から数年間にわたって韓国国内を、88年は慶尚南道地区を調査している。調査結果は会報などで報告している。1983年には「在韓被爆者実態調査共同報告書」として冊子を出している。

4) 在韓被爆者裁判支援

孫振斗裁判以降、在韓被爆者が日本にいる被爆者と同じ援護を受けるには、裁判で権利を勝ち取っていくしか方法がなかった。その裁判を全面的に支えていたのが市民の会である。孫振斗裁判により海外に居住する被爆者の被爆者健康手帳取得が可能となったが、日本に滞在中しか日本政府からの援護がないという402号通達が出たために、日本国外に住む在韓被爆者にとって手帳は紙切れ同然だった。在外被爆者排除という日本政府の姿勢に在韓被爆者たちは裁判をするしか方法がなかったのである。原告である在韓被爆者が日本にいないため、市民の会は原告に代わって裁判に臨まなければならなかつた。市民の会では弁護士と綿密な連携をとり、日韓を行き来しながら必要な書類や情報を収集した。

これまで市民の会が支援してきた裁判は日本政府などに対し、強制連行に対する損害賠償の請求、帰国により打ち切られた手当の支払い請求、韓国の居住地から申請した健康管理手当支給申請の却下処分の取り消し請求、被爆者健康手帳交付申請却下処分取消訴訟及び損害賠償請求、原爆二法と被爆者援護法の不適用による損害の発生による損害賠償請求、医療費訴訟、葬祭料支給申請却下処分取消訴訟などがあり、現在も係争中の裁判がある。在韓被爆者が起こした裁判はほとんどが勝訴し、敗訴ばかりの他の戦後補償裁判の中において類を見ない成果を残した。こうした在韓被爆者が起こした裁判はアメリカやブラジル在住の被爆者たちを勇気づけ、他の国にいる被爆者も同様の裁判を行うことになった。

5) 被爆者健康手帳取得支援

郭貴勲裁判の勝訴により2003年から海外に居住していても健康管理手当などが支給されることになり、在韓被爆者は韓国にいても日本からの援護を受けられるようになった。しかし被爆者健康手帳（以下、手帳）を持っていないとそれらの援護は受けられない。そして手帳の交付や各種手当の申請には来日が条件となっていた。そこで手帳を求め在韓被爆者が数多く広島や長崎に交付申請をしにくるようになった。この際、申請地に来て滞在し、病院に行くまで、つまり日本に来るまでも日本に来てからもすべてのことは被爆者自らが行わなければいけなかった。在韓被爆者たちの多くは日本語が話せず、日本語での書類が書けなかった。また申請に伴う戸籍謄本や証明書類など必要書類の準備をすることに慣れていなかった。そこで在韓被爆者は日本語が話せ、すでに被爆者健康手帳を持っている同じ被爆者を頼ることが多かった。書類作成などを依頼された被爆者は世話人となり、まず被爆者健康手帳交付申請書を作成する。そしてホテルの予約をし、健康管理手当などの申請書類作成のために病院を探す。日本では通訳や案内役も兼ね、代書も行う。市民の会ではこの世話人の負担が少しでも軽くなるようホテルの予約や病院への取次などを行い、来日時にはホテルや自治体、病院への送迎、申請書類の作成などを行った。筆者は2003年から市民の会の会員になり、手帳申請時の補助を長い間行ってきた。在韓被爆者たちの中には健康状態がよくない場合でも無理して來ることもある、認知症のような症状がでて行方不明になったり、日本にきて具合が悪くなるといったこともあった。多い時で一回の来広時に十人近くの被爆者を連れてくる世話人もいた。申請書類の手続きが煩雑なうえに、高齢者が高齢者の面倒をみるという状況に慣れを感じることが筆者はしばしばあった。

過去形にしたのは 2008年から在外公館での申請が可能になったため、現在は来日する在韓被爆者がほとんどなくなったからだ。現在、市民の会では手帳の取得が困難な被爆者の申請書類の作成などを行っている。市民の会の会員が韓国で出会った手帳未取得者や韓国原爆被害者協会からの依頼に対し、様々な方面から手帳交付申請に必要な証人探しを行い、申請書の作成や時には申請も行う。こうした支援の多くを広島支部と長崎支部で行っているが、申請までに数年かかるほど作業は困難なものである。

6) 在韓被爆者の存在を知ってもらうための広報活動

市民の会では設立時から今まで、在韓被爆者の存在を周知する事業を数多く行ってきた。国際アピールやパネル製作、貸出、ビデオ・スライドの製作と貸出、パンフレット発行、冊子の出版、映画「もうひとつのヒロシマ」上映会、韓国・朝鮮人被爆者写真展など様々な方法で在韓被爆者の存在をア

ピールしてきた。また広島平和記念資料館に在外被爆者コーナー設置要求を行っている。

7) 各支部の活動

市民の会では全国の支部と連携をとりながら活動を行ってきた。市民の会全体の事務局を兼ねているのが大阪支部である。大阪支部は全国から送られてくる会費などの会計事務や韓国からくる連絡の対応、裁判支援、会報や冊子の出版、集会案内など本部機能を担っている。大阪支部は5人の世話人で運営している。

広島支部は1974年11月に発足した。初代支部長は医師の河村虎太郎で、副支部長は歌人の深川宗俊、事務局長は高校教諭だった豊永恵三郎である。現在の支部長は元日教組被爆二世教職員の会会長だった中谷悦子である。広島支部は月1回、広島支部の会員で構成された世話人により世話人会を開催している。被爆二世や日本人のみならず在日コリアンの被爆者や在日コリアン二世も共に活動しているのが特徴である。広島支部結成時の様子を前広島支部長の豊永恵三郎に聞くと「1971年に韓国に行き在韓被爆者の悲惨な状況を知り何かしたいと思っていたところ市民の会発足を知り、大阪支部に行った。そこで私が支部を作ることを決め、教員仲間5,6人が賛同し発足した。発足当時、崔英順さんを渡日治療に招いた。本人の代わりに市役所との交渉や手続きなどを行い、河村病院には入院を依頼した。被爆者健康手帳申請の必要もあったので本人に聞くと、島根県の益田高等女学校の時に大洲で被爆したという。申請に必要な証人2人を益田で1人、広島で1人見つけた。広島市は手帳をすぐ出してくれた。当初は広島支部とマスコミのつながりは太かった。マスコミの取材は多く、特に広島テレビは熱心に報道していた。マスコミから在韓被爆者が手当が欲しいと言っていると聞かされ、手当申請支援をしたことでもあった」(筆者の聞き取り2016年9月2日)。韓国原爆被害者協会会長・辛泳洙の証人探しで高知県まで出かけたこともあり、発足当時から被爆地広島ならではの活動をしていたことが伺えた。また豊永はネットワーク作りに腐心した。戦後補償問題の市民運動家、マスコミ、在日コリアンなどとの関係を広げ密にし、広島支部の活動を広島支部だけにとどめなかつた。また広島支部は交流の旅として韓国に出向き、在韓被爆者とも友好を深めてきた。在韓被爆者が来広する際は必ずといっていいほど豊永に連絡するほど親交を結んでいる。

長崎支部は1992年8月4日発足した。支部長は平野伸人であり、日教組被爆二世教職員の会メンバーなどで組織された。当時、日教組被爆二世教職員の会会員だった平野がその活動の中で韓国の被爆者と出会い、市民の会の他

支部との連繋の必要性から長崎支部は生まれた。韓国国内における長崎での被爆者探しや実態調査、在韓被爆者二世との交流、裁判支援や台湾やオランダなど海外の被爆者支援、長崎の戦後補償問題など独自の活動を行っている。

かつて存在していた東京支部は1975年に結成し1980年に解散した。韓国原爆被害者協会の辛泳洙と交流が深かった中島竜美が、市民の会が政府交渉する際や在韓被爆者の来日時に東京に受け入れ先が必要ではないかと提案し発足した。初代支部長はYWCA・NCC(日本キリスト教協議会)の黒木あい、副支部長・中川晶輝、岩島公、事務局長・武祐一郎、会計・山谷新子、書記・関根義夫であった。会員が他の職務と兼任のため活動が困難になり解散となった。

市民の会は発足から現在まで困難な活動をたゆまず積極的に行い、在韓被爆者から絶大な信頼を得ている。今は故人となった在韓被爆者は筆者に「韓国の被爆者にとって市民の会の人はありがたい人たち。市場さんは恩人です」と話していた。市民の会が在韓被爆者裁判を支援しなければ、現在の日本政府からの在外被爆者支援はなかったと言っても過言ではない。日本の被爆者援護制度の矛盾を一つ一つ裁判という形で崩し、長い間、無視され続けてきた在韓被爆者に援護が届くよう道を切りひらいてきたからだ。市民の会が支援する裁判はいまも継続し、その役目を終えてはいない。

2-4. 善隣会(現在は善隣教)⁴⁾

善隣教は福岡県筑紫野市にある宗教団体である。東京から九州まで60ほどの教会を持ち、信徒数が10万人いる。韓国にもソウル教会があり、軒数300戸の信者がいる。力久辰斎が創設した。この教団は1974年から毎年、韓国原爆被害者協会に数十万～数百万円の義援金を送り続けている。また韓国の被爆二世とも交流しており、奨学金なども送っている。

教団と韓国とのつながりは明治時代までさかのぼる。教祖の力久が1929年、朝鮮総督府に招聘された。依頼された事件を力久が靈能力で解決するためであった。力久はソウル市内に教会を構え、総督府依頼の事件を次々と解決していくといった。しかし犯罪者の家族のことを思い、宗教家として自身の活動に疑問を持った力久は、真理探究のためソウルにある北韓山で行場を探し、行を積んだ。力久は4年間、在韓した後、日本へ帰国。その後、力久は故郷の佐賀県で善隣会を作った。1960年に現在地に本部を移した。1971年、力久は40年ぶりにかつての自身の修行場所を探しに渡韓する。韓国人の協力でようやく修行場を見つけることができ、韓国への感謝として力久は孤児院や養老施設に義援金を届けるようになった。これらの義援金の贈呈の

過程で力久は1973年に、韓国原爆被害者協会の辛泳洙と出会った。力久は出会いの場で辛泳洙に財布の中のお金を全て渡したという。在韓被爆者を知らなかったという贖罪の思いから力久は在韓被爆者支援に取り組むことを決めたのである。そして教団は翌1974年から韓国原爆被害者協会への義援金支援を始めた。教団は街頭募金やバラの販売などで義援金を集めている。

力久の長男で善隣会聖主・力久隆積は、「私たちの会が在韓被爆者救援に関わった動機は、戦争を宗教者が止められなかつたという懺悔の気持ちです。私たちに必要なのは、戦争のために亡くなつた方の慰靈をするだけではなく、生きた戦争犠牲者のために力を尽くすこと」(『早く援護を!』第55号,1987)と語っている。

教団のソウル教会は修行場を探した際に協力してくれた韓国人の息子が入信し作ったものだ。教団は在韓被爆者の二世ともつながりを持ち、1985年から交流が始まった。訪韓、訪日など相互交流が行われている。2016年には釜山駅前で教団は反戦反核の署名活動を行つた。教団の義援金の贈呈時には韓国原爆被害者協会から在韓被爆者が多数参加している。

2-5. 在韓被爆者渡日治療広島委員会⁵⁾

在韓被爆者にとって日本での原爆後障害の治療は大きな希望だった。まず韓国国内に原爆治療を行える医師や病院を探すのが困難であること。韓国のヒロシマと呼ばれ被爆者が多く住む陝川は核禁会議が診療所を建設するまで無医村だったこと。そして何より貧しい被爆者が多く、病院に行くことが難しかつたからである。1981年から日本政府の渡日治療が開始されたが韓国側の希望とかみ合わず1986年に中断することになった。しかし在韓被爆者は治療の中止を望んでいたわけではなかったため、民間の支援団体が立ち上がつたのである。少し長くなるが、どのような人物が在韓被爆者支援に名乗りを上げたのか、知つていただくため呼びかけ人全てを紹介する。

在韓被爆者渡日治療広島委員会は1984年8月2日、相原和光(広島平和研究所所長)、石井浩史(中国新聞社論説委員)、石田定(安芸郡音戸町立病院院长)、井下春子(主婦)、今堀誠二(県立広島女子大学学長)、河村虎太郎(河村病院院长)、姜文熙(民団広島県地方本部被爆者対策部長)、金信煥(在日大韓キリスト教広島教会牧師)、熊平清一(熊平金庫会長)、桑田元彦(広島地方同盟会長)、島田勝行(広島地方同盟書記長)、杉本純雄(広島県医師会会长)、鄭達男(民団広島県地方本部国際部長)、橋本栄一(広島女学院高校校長)、原崎清(桑名教会牧師)、平岡敬(中国放送専務)、深川宗俊(歌人)、福井康雄(広島YMCA総主事)、福原照明(広島市医師会会长)、正岡旭(正岡

病院名誉院長)、宮原直希(広島YMCA主事)、横路謙二郎(広島大学原医研究所長)、渡辺正治(広島大学原医研究所員))の23人の呼びかけ人により発足された(肩書は結成時のもの)。初代代表は河村虎太郎が就任した。

河村は会が発足する以前に個人で1972年から渡日治療を開始していた。1978年からは日本キリスト教団桑名教会の依頼により組織的に河村は渡日治療を行っていた。日韓両政府の渡日治療に不満を持っていたのが韓国原爆被害者協会の辛泳洙だった。辛が河村に在韓被爆者の渡日治療を要望し、それに応えるかたちで河村は在韓被爆者渡日治療広島委員会(以下、渡日治療委員会)を発足させることになった。

そもそも河村が渡日治療を始めたきっかけは核禁会議の韓国への医師派遣団参加である。1971年の第一回から参加し在韓被爆者の状況をよく知っていた。河村は遺稿集の中で「韓国に救援医師団を送って10日や15日間治療しましてもどうにもならないのです。韓国原爆被害者協会の辛泳洙会長と歩きながら話しているうちに、ふと彼が「被爆者を日本へ呼んで下さい。協会に入っても、今は何もメリットがないのです。しかし日本へ行って治療できることになれば、被爆者には励みになりますから」といいだしたものですからね。よし、それでは来年から私の病院に呼ぼうというので、昭和47年に早速1名、金英子さんという方を呼んだわけです。渡日治療の最初ですね。原爆手帳の交付を広島市に申し込みましたが、ダメでした。渡航費も治療費もこちらもちでした」(河村1992)と渡日治療の発端を語っている。協会の会員集めに苦労していた辛泳洙のもらした言葉が、日本での治療を望む在韓被爆者の念願がかなうことにつながったのである。

渡日治療委員会の理念は「韓国人被爆者にも日本人被爆者と同じ待遇を与えることを願いつつ、政治運動をするよりは治療を通して訴え、在韓被爆者の治療に関わることによってノーモアヒロシマ、ノーモアヒバクシャという平和運動を、反戦反核運動をしていく」というもので、政治やイデオロギー、宗教などの活動とは一線を画した。渡日治療委員会の活動費はすべてカンパと会費で賄った。

事業内容は広島市内の病院での渡日治療にかかる業務全般で、毎月1回の常任理事会を開催した。被爆者健康手帳(以下、手帳)交付の申請手続きも行い、必要に応じて証人探しなど申請に関わる作業を行った。支援の対象は韓国原爆被害者協会会員で手帳保持者または確実に交付される可能性のある者である。渡日治療までの流れは、まず渡日治療希望者は韓国原爆被害者協会の所属支部に申請し、協会長の推薦書をもらう。そして渡日治療委員会に書類を送付する。書類を受け取った渡日治療委員会は常任理事会において

検討を行う。決定後、渡日3か月前に入院先などを決め、2ヵ月前に招請状を被爆者に発送する。治療期間は原則90日（治療ビザが90日）だが、必要な場合は延長が認められた。在韓被爆者が負担する費用は一切無料で、往復旅費、渡日準備費用、韓国及び日本国内の交通費、その他入院諸雑費などは全て渡日治療委員会が負担した。一人の渡日につき13万円強の費用がかかった。韓国から被爆者が渡日する際に必要な事務作業や入退院の送迎、通訳などは金信煥が担当した。

受け入れ病院は、広島市内では河村病院、原田整形外科病院、福原整形外科病院、広島県病院、広島市民病院、広島原爆病院、広島共立病院、原田病院、新広島形成外科病院などであり、県外では山口県の三田尻病院などがある。

1984年8月の第一回にわずか2名から始まった渡日治療は、渡日治療委員会が解散する2015年4月まで572名の在韓被爆者を受け入れた。韓国原爆被害者協会の会員は2,600名ほどなので5人に1人が、この渡日治療を利用したことになる。被爆者の高齢化により来日が困難になってきたこと、入院中の通訳がないこと、日本政府による在外被爆者支援の充実（医療費の全額支給）などから運動の役目を終えたという理由で、渡日治療委員会は2016年5月に解散した。募金総額は解散まで9200万円を超えた。32年間という長きに渡り、日本各地にいる一人一人のカンパが支えた活動だった。

2-6. 在韓被爆者問題市民会議⁶⁾

日本の戦後処理を訴えたいと弁護士の高木健一、中島竜美らが集まり、1988年3月に東京四谷・主婦会館で「在韓被爆者の援護問題を考えるシンポジウム」を開いた。この時、日本被団協・伊東壯（山梨大教授）や韓国原爆被害者協会会长・辛泳洙はじめ3人の在韓被爆者、韓国国内での被爆治療医師・李命根が参加し、全国の在韓被爆者支援者たちが一堂に会した。

シンポジウムは成功裏に終わったが、シンポジウムの実行委員は東京に在韓被爆者の支援団体がないことから継続した運動の必要性にかられた。韓国の原爆被害者を救援する市民の会東京支部が1980年に解散し、東京は在韓被爆者支援の空白期間があった。このシンポジウムでの声明文採択により、シンポジウムの実行委員会メンバーで在韓被爆者問題市民会議（以下、市民会議）を1988年5月20日に結成した。初代代表は弁護士で日弁連人権擁護委員会として在韓被爆者調査訪韓団に参加した高木健一が就任し、運営委員は日本YWCA会長の渡辺峯、宗教評論家の清水雅人、東京在住被爆者の銀林美恵子、塾教師の笛本征男、弁護士の椎名麻紗枝、詩人の石川逸子、NCC

(日本キリスト教協議会) 山口明子、中島竜美が就いた。

シンポジウムでの声明文には「私たちはこれまで何をしてきたか。これから何をすべきか。この二日間にわたって行われたシンポジウムでは、日本人の立場から在韓被爆者問題について、一步踏み込んだ数々の論議がたたかわされました。日本のこれまでの“負の歴史”と“ヒロシマ・ナガサキ”的体験を重ね合わせるとき、私たち一人ひとりに課せられた重みをひしひしを感じないわけにはいきません。時を同じくしてソウルで行われた「日韓外相会談」では、新たな援助開始のため調査団派遣が報道されておりますが、この問題は“未済の戦後責任”として、日本政府が一日も早く解決すべき重要な課題です。私たちは今後とも日本政府の対応を、厳しく見守っていくことをここに表明します」と書かれている。

当時、朝日新聞記者であった現在の市民会議代表・小田川興は「渡韓して在韓被爆者を記事にした。記事を書いたらサヨウナラではすまないと思った」(筆者の聞き取り2016年10月10日)と語った。設立時から市民会議の運営委員の一人である山口明子も「韓国人を広島の韓国人原爆犠牲者慰靈碑に案内した。その時、慰靈碑を見て泣く姿に支援の必要を実感した」(筆者の聞き取り2016年10月10日)と振り返り、戦争責任を感じている。現在の市民会議事務局長・及川佐は「会の発足当時、在韓被爆者は被團協に訴えたが相手にしてもらえなかった。韓国が軍事政権下という理由だった。そこで在韓被爆者は民間の団体を頼らざるを得なかった。我々のような小さな団体に助けを求めたのだ」(筆者の聞き取り2016年10月11日)と話す。日韓がトップレベルで急速に接近しているにも関わらず、1986年に在韓被爆者の渡日治療が打ち切りになり、あたかも韓国側から打ち切りを希望したような日本政府の対応に運動家たちは憤然たる思いをしていたのである。

市民会議の活動としては韓国の原爆被害者を救援する市民の会(以下、市民の会)やアメリカやブラジルの被爆者協会らとともに、外務省・厚生省要望書提出及び交渉、国会議員面会などを行っている。その際は事前に各方面への連絡を行うパイプ役となっている。また在韓被爆者が来日する際は受け入れも行う。裁判支援では三菱重工の交渉、広島地裁での三菱広島・元徴用工被爆者裁判の口頭弁論に中島が証人として出ている。定期的に機関誌『いまこそ戦後処理を!』を発行し、議員懇の総会や企業・政府交渉の内容などを報告している。活動をまとめた『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録』(1998)『在韓被爆者問題を考える』(1988)を発行している。現在、市民会議の会員は関東を中心に約300名で、活動資金は会費とカンパである。市民会議は在韓被爆者支援の東京の拠点として活動を継続している。

2-7. 三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会⁷⁾

戦時中、三菱重工業株式会社広島造船所と三菱重工業株式会社広島機械製作所に、強制的に徴用され被爆した韓国の被爆者たちが広島で裁判を起こすことになった。日本国政府と三菱重工業株式会社(以下、三菱重工)を相手に1,100万円の損害賠償と、三菱重工に対する未払い賃金の支払いを求めるものだった。1995年12月、三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会の結成集会が広島市内で行われ、約100名が集まった。侵略・強制連行・被爆という何重もの戦争被害に対しての補償を実現しようと、大阪、長崎、北九州、山口、そして釜山からも支援者が参加した。結成集会の翌日、三菱重工の元徴用工たちは広島地方裁判所に提訴した。全国各地で始まった戦後補償裁判の流れに加わったのである。

会の代表は石田明(全国原爆被爆教職員の会会長)、深川宗俊(広島の強制連行を調査する会代表)、重哲雄(韓国の原爆被害者を救援する市民の会常任世話人)で、広島で戦後補償問題を調査したり、在韓被爆者支援を行っている団体の代表が就任した。深川宗俊は帰国しなかった三菱徴用工の遺骨調査に尽力を注いだ人物である。

会の活動は弁護士費用などの裁判支援金集めから裁判の傍聴、原告の来広時受け入れ、国・三菱重工への抗議活動、ピラまき、署名活動、マスコミ対応、三菱重工の株主総会での株主への訴えなど多岐に広がった。また原告が広島にいないため、会のメンバーは度重なる訪韓を行わなければならなかつた。

裁判は長期にわたり2007年の最高裁まで争うことになった。6名の原告で始められた提訴は最終的に46名となった。しかし原告は次々と死去し、最高裁の判決を聞ける原告は15名になっていた。傍聴者は多い時で100名を超すほど注目を浴び、署名は10万筆を越えた。マスコミでもこの裁判は大きく取り上げられた。最高裁では国の被爆者援護行政の違法を理由に損害賠償請求を認め、原告全員に対し100万円の慰謝料と弁護士費用20万円の支払い命令がでた。三菱重工には賠償命令なしという結果となったことは、原告や支援者たちにとっては許容できることであったが、戦後補償裁判で戦争被害者に国家賠償の支払いを命じた画期的なものとなった。

「原告との意思の疎通をこまめにし、連繋に気を使った。何か問題が発生した場合は韓国の原爆被害者を救援する市民の会が引き受けることにした。原告と広島の三菱重工へ出向いた際、シャッターが目の前でおろされたこともあった」と同会の中心メンバーだった豊永恵三郎は話す。長期間の裁判だっ

たために支援者が次第に減っていき、弁護士費用の捻出もままならなくなつていったという。しかし会のメンバーたちの戦争被害者への補償の実現という信念が裁判を支え続けたのである。この裁判では思わぬ副産物があった。裁判の原告以外の在外被爆者にも同様の国家賠償請求ができるようになったのである。またその後三菱重工の元徴用工たちは、韓国の釜山裁判所にも同様の裁判を起こした。そして日韓請求権協定の一部開示や韓国政府による強制連行被害者への補償につながったのである。2011年、最後の会報となる「イギジャ！第39号」の発送をもって会は解散した。会が出た出版物は『三菱は未払い賃金を払え！』(1996)、『崔鳳泰弁護士講演録—アジアとの対話と和解—』(2001)、『三菱広島・元徴用工裁判 高裁判決をめぐって 在外被爆者の支援—運動、現状、意義と課題—』(2005)、写真集『恨 三菱・廣島・日本—46人の韓国人徴用工被爆者』(2010)などがあり、写真集『恨』は韓国語版も出している。

2-8. 広島医療生活協同組合広島共立病院⁸⁾

広島を中心には在韓被爆者の渡日治療の受け入れを行っている病院はいくつもあるが、広島共立病院(以下、共立病院)は受け入れ数が多く、健康管理手当申請などの際に必要な診断書の作成を数多く行ってきた。受け入れは当時、広島共立病院院長であった丸屋博に在韓被爆者渡日治療広島委員会が依頼したことがきっかけで、1990年から始めた。共立病院での渡日治療の受け入れ者数は2015年までに在韓472人で、ブラジルやアメリカなどの在外被爆者も受け入れている。

また、健康管理手当申請などの際に必要な検診受け入れは、韓国の原爆被害者を救援する市民の会から連絡を受けて行っている。共立病院で行った健康管理手当の申請は100パーセント認定され、原爆症は17人認定された。広島医療生活協同組合副理事長の青木克明は「原爆症認定申請の相談が韓国からくる。原爆が由来だという意見書を韓国国内ではなかなか書けないので。そこで韓国の原爆被害者を救援する市民の会と一緒に大邱や釜山に行き、医療関係者に申請書類の指導を行った」(筆者の聞き取り2016年10月25日)と申請書類の特殊性を話す。在韓被爆者を数多く受け入れ、被爆者の状況を知る共立病院は韓国で必要な存在となっているのである。現在、共立病院では毎週火曜日は被爆者外来を行っており、在外被爆者も同様、火曜日に診ている。

丸屋は共立病院に受診しに来た陜川に住む被爆者の李順基と懇意となった。丸屋は韓国に度々行き、李順基と家族ぐるみのつきあいとなつていった。二人の親密な交流はテレビ番組や絵本になるほどだった。李順基の提案で韓国

原爆被害者協会陝川支部と広島医療生協原爆被害者の会が姉妹縁組を結ぶことになった。両会は現在も交流が行われている。

また丸屋は詩人・御庄博実としても知られていた。在韓被爆者の詩を書き、李順基をはじめ幾人もの在韓被爆者の手記をまとめた。また戦後補償問題の運動家であった深川宗俊は歌人として丸屋の文学者仲間であり、共立病院に勤務していた。丸屋も李順基も深川もすでにこの世にはいない。しかし彼らが共にした時間は在韓被爆者支援の足跡や、在韓被爆者文学として歴史に刻まれている。

まとめにかえて

2016年1月から在外被爆者の医療費が全額支給されるようになったことにより、日本にいる被爆者とほぼ同様の援護を、在韓被爆者も日本政府から受けられるようになった。しかし被爆者健康手帳を持っていない人の手帳取得をどうするのか（証人探しが困難）、各種申請の手続きを誰が行うのか（高齢化のため申請書類の作成が困難）、医療費請求はどこまでできるのか（請求してみないと適用になるかどうかわからない）といった問題点がまだ残っている。在韓被爆者支援はこれからも続していくことになるだろう。筆者が出会った在韓被爆者の支援者たちは日本人として在韓被爆者に対して戦争の責任を感じており、償いと未来の日韓関係をよいものにするために活動を続けている。過去と未来2つの責務を抱え、大変な困難を伴いながら活動しているにも関わらず苦労をみじんも感じさせない人が多い。なぜなのか。十年以上在韓被爆者支援に携わってきた筆者が思うのは、それは結局のところ自分自身の問題だからではないかということである。

筆者も在韓被爆者に出会い、人情味と逞しさに親しみを覚えた。その人たちは病に、貧困に苦しんでいた。自分は存在を知らなかつたではすまされなかつた。自分自身の力はほんのちっぽけなものだが、その人たちのために何かしなければと思った。在韓被爆者支援の中で見えてくるものは無数にある。戦争、原爆、戦後補償、被爆者差別、朝鮮人差別、被爆二世問題、国家とは何か、国民とは誰を指すのか、故郷とは何か、そのどれもが簡単に答えができるものではないが、在韓被爆者に出会うとそれらが一度に押し寄せてくるのである。そして自分自身がそれらとどう向き合ってきたのかという、自分への問い合わせて覆いかぶさってくる。だから在韓被爆者問題は自分自身の問題だと考える。そして支援をしながら、その答えを探し続けるのである。

最後に少し長くなるが韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長だった松井義子が広島の講演で語った言葉を紹介し終わりとしたい。在韓被爆者支援

に関わった者に共通した気持ちを代弁しているのではないかと思うからだ。 「私は最初から「市民の会」は井戸のさそい水の役だと言っております。さそい水がなかったら井戸が涸れてしまう。韓国の被爆者と日本の政府や社会とつなぐものがないとこの運動は切れてしまう。(略) アメリカの日系一世たちにアメリカが追跡して一人二百万ずつ謝罪しているとか、ドイツの企業がかつて傷めつけた人たちに補償をするとか、そういうことが自発的にされるような国になれば「市民の会」なんかいらない。そういう時がきてほしい。来るまでは小さな声でもあげつづけ、ささやかなさそい水をそそぎつづけていく必要があるのではないかと思っています」(在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース1991年 第13号)。

【注】

- 1) 核兵器禁止平和建設国民会議(2011)、広島労働総同盟(1990)、在日本大韓民国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会(2016)、一木香告樹氏、KAKKIN事務局長・澤田和男氏に対する取材などを参考にまとめた。
- 2) 中島(1998)、孫さんを支援する広島市民の会(1974)、孫振斗さんに治療を!全国市民連合(1972)、平岡敬氏に対する取材などを参考にまとめた。
- 3) 韓国の原爆被害者を救援する市民の会(1972~2016)、市場淳子氏、小田川興氏、豊永恵三郎氏に対する取材などでまとめた。
- 4) 宗教法人善隣教(2015)、善隣教秘書室長・森田健祐氏に対する取材などでまとめた。
- 5) 在韓被爆者渡日治療広島委員会(2016)などを参考にまとめた。
- 6) 在韓被爆者問題市民会議(1988)、(2008)、(1988~2008)などを参考に、小田川興氏、山口明子氏、及川佐氏に対する取材などでまとめた。
- 7) 三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会(2011)、豊永恵三郎氏に対する取材などでまとめた。
- 8) 広島医療生活協同組合(2015)、青木克明氏に対する取材などでまとめた。

【参考文献】

- 原水協(原水爆禁止日本協議会) ホームページ (<http://www.antiatom.org/2016.11.7>) .
- 広島医療生活協同組合2015,『丸屋博先生(詩人・御庄博美)を偲ぶ』.
- 広島市健康福祉局原爆被害対策部2016,『平成28年版原爆被爆者対策事業概要』広島市健康福祉局原爆被害対策部.
- 広島労働総同盟1990,『広島同盟二十五年史』.
- 市場淳子2000,『ヒロシマを持ちかえった人々「韓国の広島はなぜ生まれたのか」』凱風社.
- 磯崎典世・李鐘久編2015,『日韓関係史1965-2015Ⅲ社会・文化』東京大学出版会.

一木香告樹1990,「在韓被爆者支援への提言(日韓関係、新しい摩擦の時代へ<特集>)」『現代コリア』304号 30-33頁.

河村虎太郎1992,『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』.

郭貴勲2016,『被爆者はどこにいても被爆者 郭貴勲・回想録』.

核兵器禁止平和建設国民会議2011,『核兵器廃絶と人類の繁栄を求めて 核禁会議50年史』核兵器禁止平和建設国民会議.

韓国の原爆被害者を救援する市民の会,会報1972~2016『早く、援護を!』第1号~149号韓国
の原爆被害者を救援する市民の会.

韓国の原爆被害者を救援する市民の会,不明『趣意書 規約』韓国の原爆被害者を救援する市民
の会.

三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会2010,『恨 三菱・廣島・日本—46人の韓国人徴用
工被爆者』三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会.

三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会2011,『イギジャ! (会報イギジャ! 合本・第1~
39号1996~2011)』三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会.

中島竜美編著1998,『被爆者補償の原点 朝鮮人被爆者係振斗裁判の記録』在韓被爆者問題市民
会議.

宗教法人善隣教2015,『善隣』.

孫さんを支援する広島市民の会会報1974,『復権』.

孫振斗さんに治療を全国市民連合会報1972,『孫振斗さんに治療を! 全国支援ニュース』.

在韓被爆者問題市民会議編1988,『在韓被爆者問題を考える』凱風社.

在韓被爆者問題市民会議2008,『在韓ヒバクシャ合本号(1号~50号) 市民会議設立二十周年記
念 会報発行五十号記念』在韓被爆者問題市民会議.

在韓被爆者渡日治療広島委員会2016,『在韓被爆者渡日治療の道のり』在韓被爆者渡日治療広島
委員会.

在日本大韓国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会2016,『韓国人原爆被害者70
年史資料集』在日本大韓国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会.

(いとう・そのみ ドキュメンタリー映像作家)